

# 都筑区タウンセンター周辺地区 バリアフリー基本構想

概要版

## ◆ 今後検討が必要な事項

### (1) 生活空間におけるバリアフリー化への課題

本基本構想では、生活関連施設として設定した建築物や都市公園について、出入口までのバリアフリー化された経路の確保を目標としています。以下の課題があります。

#### 《建築物のバリアフリー》

建築物内においては、建築主等は建築物移動等円滑化基準の考え方を十分認識の上、必要に応じて既存施設のバリアフリー化に努め、大規模な改修の機会には同基準に適合するよう検討の上、整備することが必要です。

#### 《都市公園のバリアフリー》

大塚・歳勝土遺跡公園や吾妻山公園などは、急な勾配の場所が多く、バリアフリー化の整備が困難な状況にあります。バリアフリー新法では、文化財保護が必要な土地や著しく傾斜した土地に設けられた公園は、バリアフリー化の対象から除外されていますが、生活空間のバリアフリー化推進のため、できる限り公園施設のバリアフリー化に努める必要があります。そこで、本基本構想では、生活関連施設、生活関連経路、主要な公園施設、それぞれの間の接続のため、バリアフリー化されることが望まれる園路及び広場を「バリアフリー化推進園路」として設定しました。

### (2) 案内サイン等の整備について

案内サイン等においては、管理する事業者が異なるため情報提供の連続性が十分に確保されていない場合があります。そのため、各事業者間でデザイン、表示内容、設置・管理等について協議・調整し、地区全体の計画を作成の上、わかりやすい案内サイン等を整備することが必要です。

### (3) みなきたウォークの歩行について

みなきたウォークでは、車道との交差点をまっすぐに通行できないなど多くの指摘がありました。

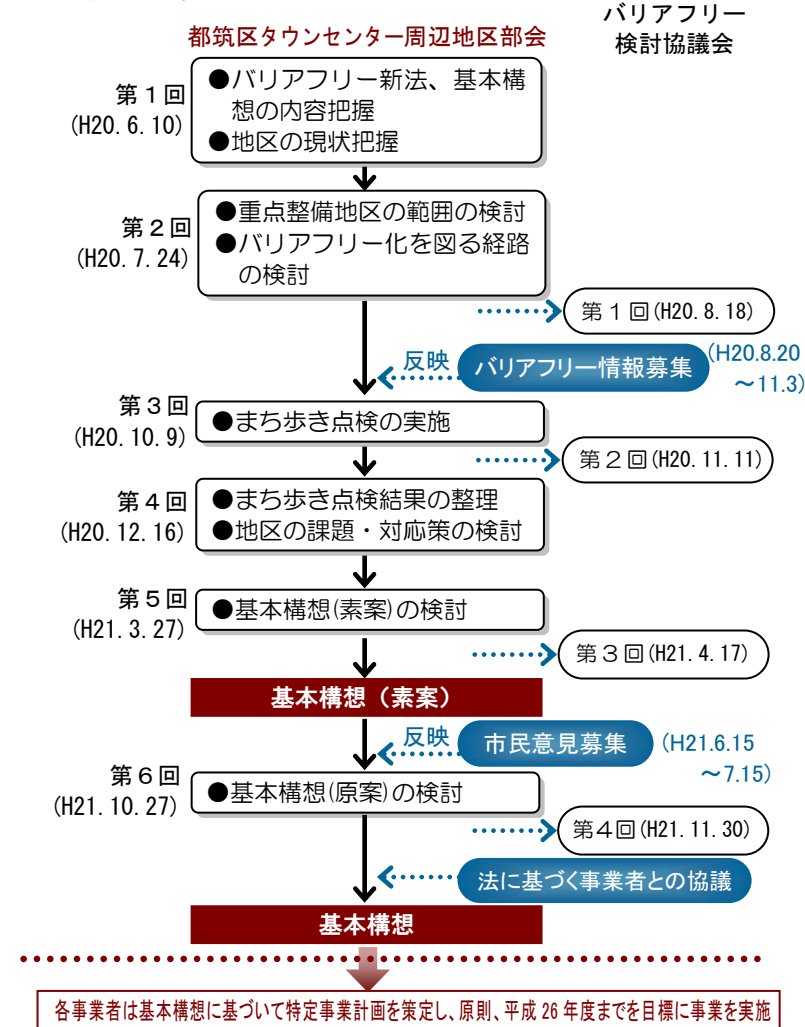
これらを受けて、みなきたウォークでは「歩道の連続性を考慮した適切な横断位置の検討」などを交通安全特定事業とし、事業を実施していくこととしており、市道中川98号線と交差する横断歩道部（P3※箇所）においては、平成21年度に信号機が設置されました。今後、これらの事業の際には地元住民の意見を踏まえて交通管理者と道路管理者との協議の上、実施・経過観察をしていくことが望まれます。

### (4) 勾配が続く区間のバリアフリー化について

港北ニュータウンは起伏のある地形であるため、勾配の改善が困難なケースがあります。勾配区間が長く続く箇所において、勾配の改善が困難であっても、歩道の有効幅員に余裕がある場合には、勾配区間の途中に休憩スペースを設けるなどの工夫を検討することが重要です。

## ■ これまでの経緯と今後の進め方

学識経験者、高齢者・障害者等の市民の方々、関係する事業者・行政機関などから構成される横浜市バリアフリー検討協議会と都筑区タウンセンター周辺地区部会を設置し、検討を進めてきました。



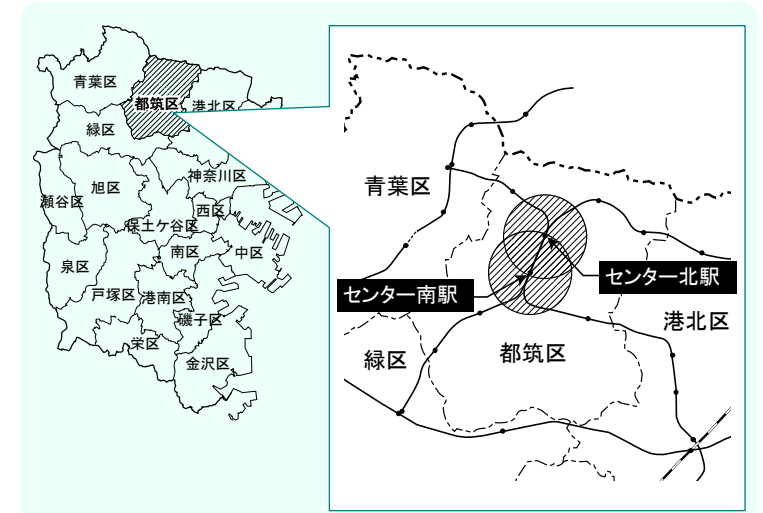
### ■ 基本構想策定後の事業推進にあたって

- 円滑な各種特定事業計画の策定と事業の実施を推進します。
- 事業の進捗管理や事業評価の方法について検討していきます。
- 事業の進捗状況及び事業内容について、広く市民のみなさまにお知らせするように努めます。
- 新たな技術開発の動向を踏まえ、必要に応じてバリアフリー化のための事業の見直しを検討します。

横浜市では、平成18年12月の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」の施行を受け、基本構想の策定など様々なバリアフリー施策を推進しています。

これまで7地区（関内駅、鶴見駅、横浜駅、新横浜駅、三ツ境駅、戸塚駅、上大岡駅・港南中央駅）の各駅周辺地区を対象に基本構想を策定し、鉄道等の公共交通機関と駅周辺の歩行空間等のバリアフリー化に向けた環境整備を進めています。

このたび、横浜市北部の広域交流拠点として、都筑区役所をはじめ多様な機能を計画的に集積した地区である都筑区タウンセンター周辺地区を対象に、「バリアフリー基本構想」を策定しました。



都筑区タウンセンター周辺地区の位置

### ■ 都筑区タウンセンター周辺地区バリアフリー基本構想における重点整備地区の範囲

センター南駅及びセンター北駅から徒歩圏と考えられる概ね半径1kmの範囲には、都筑区総合庁舎、都筑警察署などの公共施設や福祉保健活動拠点「かけはし都筑」、都筑区子育て支援センター「Popola（ポポラ）」などの福祉施設が立地しているほか、大規模商業施設が集積しており、横浜市北部の広域交流拠点が形成されています。また、都筑中央公園、大塚・歳勝土遺跡公園などの公園も立地しています。

これらの主要な施設を含む範囲を重点整備地区に設定し、「バリアフリー基本構想」を策定しました。

### 参考

#### バリアフリー新法とは・・・

高齢者、障害者、妊婦、けが人などの、移動や施設利用の利便性と安全性の向上を図るため、次の2つの大きな柱によりバリアフリー化を推進するものです。

- 公共交通機関、建築物、公共施設等のバリアフリー化の推進  
公共交通機関（駅・バスターミナルなどの旅客施設、鉄道車両・バスなどの車両）、並びに特定の建築物、道路、路外駐車場及び都市公園を新しく建設・導入する場合、それぞれの事業者・建築主などの施設設置管理者に対して、施設ごとに定めた「バリアフリー整備基準（移動等円滑化基準）」への適合を義務づけます。また、既存のこれらの施設等について、基準適合するように努力義務が課されます。

- 重点整備地区のバリアフリー化の推進  
市町村は、鉄道駅等の旅客施設を中心とした地区などで、高齢者、障害者などが利用する施設が集まり、施設間の移動が通常徒歩で行われる地区（重点整備地区）において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信

号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、「バリアフリー基本構想」を作成することができます。

#### バリアフリー基本構想とは・・・

バリアフリー基本構想とは、重点整備地区において、鉄道駅等の旅客施設、道路や公園等の公共施設、高齢者、障害者などが利用する公共的な建築物等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、重点整備地区の範囲、バリアフリー化を図る経路（生活関連経路）、バリアフリー化のために実施すべき事業（特定事業等）の内容などを定めるものです。

なお、基本構想策定後は、各事業者が基本構想に基づき具体的な事業計画を作成し、重点整備地区内のバリアフリー化を実施することになります。横浜市では、原則、基本構想策定から5年後を目標に事業を実施していきます。

## 今後もバリアフリー事業に関するご意見をお寄せください。

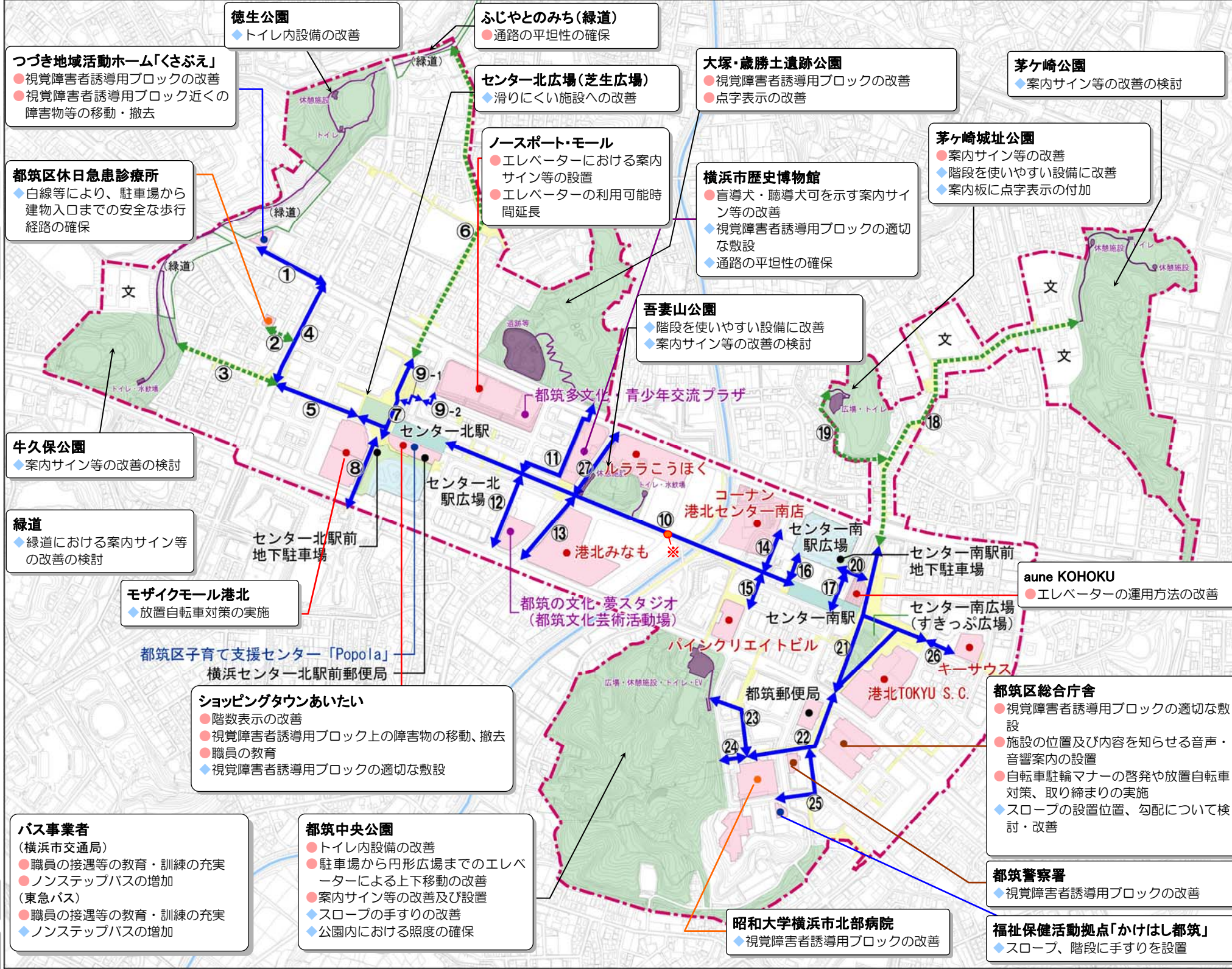
お問い合わせ： 横浜市道路局計画調整部 企画課交通計画担当  
〒231-0017 横浜市中区港町1-1 電話：045-671-4086 FAX：045-671-6527  
Eメール：do-barrierfree@city.yokohama.jp  
都筑区役所区政推進課 企画調整係  
〒224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1 電話：045-948-2227、FAX：045-948-2399  
Eメール：tz-plan@city.yokohama.jp

詳しくご覧になりたい方は、道路局企画課、都筑区役所区政推進課にて、基本構想の閲覧を行っています。  
ホームページ： <http://www.yokohama.jp/me/douro/plan/bf/tsuzuki/>

■ バリアフリー化を図る施設及び経路と主な事業の内容

- 多数の生活関連経路で共通**
  - 歩道等の平坦性の確保 (経路 3,5,7,10,18,21,23)
  - 視覚障害者誘導用ブロックの改善・適切な敷設 (経路 1,4,7,11,18,21,22,25)
- 経路1 くさぶえ前**
  - 歩行者用青時間の延長の検討
- 経路2 休日急患診療所前**
  - 安全な歩行空間の確保
- 経路3 牛久保公園南側**
  - スロープの手すりの改修
  - 横断歩道の設置
- 経路4 牛久保・中川線**
  - 横断歩道の平坦性の向上
  - 歩道の勾配の改善
  - 歩道の平坦部の確保
  - 安全な歩行空間の確保
- 経路5 センター北駅前側**
  - 歩道と車道の段差の改善
- 経路6 さくらんぼ・ひめりんご公園前**
  - 案内サイン等の改善、設置の検討
- 経路7 センター北駅前**
  - 案内サイン等の設置の検討
- 経路9-1 127 区画地内通路**
  - 安全な歩行空間の確保
- 経路10 みなきたウォーク**
  - 案内サイン等の設置の検討
  - 歩道の連続性を考慮した適切な横断位置の検討
  - 横断歩道における歩行者の安全対策の検討
  - 自転車に対するスピード抑制の注意喚起の実施
  - ベンチの設置
  - 信号機設置の検討
- 経路11 横浜市歴史博物館前**
  - 案内サイン等の設置の検討
- 経路12 都筑の文化 夢スタジオ前**
  - 歩道の波打ちの改善
  - 車止めの撤去または移動の検討
- 経路13 港北みなも前**
  - 横断歩道に接続する歩道に平坦部の確保
- 経路14 コーナン前**
  - 横断歩道の設置

- 生活関連経路(全て)**
  - 音響式信号機等の設置
  - 違法駐車取締りの強化
  - 違法駐車防止に関する広報・啓発活動の推進
  - 標識・標示の視認性の確保
  - 交通規制の実施



**生活関連施設**

- 相当数の高齢者、障害者等が利用する施設で、当該施設または当該施設に至る経路について、特に移動等円滑化に配慮されている必要性が高い施設

**生活関連経路(A)**

- 法に基づく移動等円滑化基準及び横浜市福祉のまちづくり条例の整備基準に沿った整備を実施する経路、または、現時点において両基準に基づく整備がなされており、高齢者、障害者等の円滑な移動等に特に支障のない経路

**生活関連経路(B)**

- 経路の道路機能・役割及び市街地の状況や地形の状況等の制約条件を考慮し、法に基づく移動等円滑化基準及び横浜市福祉のまちづくり条例の整備基準の考え方を十分認識の上、積極的に準用することにより、バリアフリー化に向けた整備を実施する経路(横浜市独自の取り組みとして設定)

**凡例**

- 重点整備地区の範囲
- 生活関連施設
  - 駅
  - 建築物
  - 行政施設
  - 文化施設
  - 福祉施設
  - 医療施設
  - 商業施設
  - その他の施設
  - 公園・広場
  - 駅広場(バスターミナル)
- 生活関連経路
  - 生活関連経路(A)
  - 生活関連経路(B)
  - 経路番号
- その他
  - 緑道
  - 歩行者専用道路
  - 平成26年度までを目標に整備する事業
  - 今後機会を捉えて整備する事業
  - 主要な公園施設
  - バリアフリー化推進図路

- 経路15 パインクリエイトビル前**
  - 歩道の勾配の改善
  - 安全な歩行空間の確保
- 経路18 茅ヶ崎東小学校前**
  - 照度の確保の検討
  - 案内サイン等の改善、設置の検討
  - 坂道が続く箇所に休憩スペースとなる平坦部等の確保の検討
  - 排水ますのふたの交換
  - 階段路面の端部を識別しやすいように改善
  - 地下道における照度の確保の検討
- 経路20 aune KOHOKU 横**
  - 障害物の撤去
- 経路21 センター南駅前**
  - 照度の確保の検討
  - 安全な歩行空間の確保
  - 経路における案内サイン等の改善、設置の検討
  - ベンチ等休憩スペースの設置の検討
- 経路26 キーサウス前**
  - 歩行者用青時間の延長の検討
- センター南駅広場**
  - バスターミナルの時刻表の改善
- センター北駅広場**
  - 駅前広場における視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設
- センター南駅広場・センター北駅広場共通**
  - 視覚障害者誘導用ブロックの改善
  - タクシー乗り場の平坦部の確保
  - バスターミナルにおけるエレベーターの場所を示す案内サイン等の設置の検討
- センター南駅・センター北駅共通**
  - 駅舎内(改札外)及び駅構内の案内サイン等の改善または設置の検討
  - エレベーターにおけるマナー啓発のための案内の設置
  - 点字表示の付加によりトイレ内設備を使いやすく改善
  - 有人改札におけるコミュニケーションボード設置等の表示
  - 職員の教育訓練の充実
  - 駅構内及び改札外において、施設・設備の位置及び内容を知らせる点字表示の付加
- センター南駅**
  - スロープの滑り止めの改善
- センター北駅**
  - エレベーターの場所をわかりやすく案内する案内サイン等の設置の検討
- 重点整備地区全域**
  - 放置自転車対策の実施
  - 地区における案内サイン等に関する全体計画の検討
  - 自転車の走行マナーの向上に関する広報・啓発活動の推進

